

市第33号議案

福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

次のように福祉保健活動拠点の指定管理者を指定する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西区福祉 保健活動拠点	西区高島二丁目 7 番 1 号	社会福祉法人横浜市西区社会 福祉協議会 会長 西 岡 茂	令和 9 年 4 月 1 日か ら令和14年 3 月31日 まで

提 案 理 由

横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）